

別紙

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>第4章 諸申請等の処理事務</p> <p>個④001から個④044まで省略</p> <p>個④045 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書(兼)承認書……………75</p> <p><u>個④045-1 所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る</u></p> <p> <u>旧リース期間定額法の届出書……………76-2</u></p> <p>個④046 所得税の申告等の期限延長申請書……………77</p> <p>個④048から個④073まで省略</p>	<p>第4章 諸申請等の処理事務</p> <p>個④001から個④044まで省略</p> <p>個④045 転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請書(兼)承認書……………75</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>個④046 所得税の申告等の期限延長申請書……………77</p> <p>個④048から個④073まで省略</p>

改 正 後

改 正 前

個④045-1 所得税のリース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書

(新 設)

税務署受付印		1 2 9 0
所得税のリース賃貸資産の償却方法 に係る旧リース期間定額法の届出書		
税務署長	納 稅 地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL - - -)
年 月 日 提出	上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (TEL - - -)
	氏 名	生 年 月 日 大正 昭和 平成 平成
	職 業	職 業

平成 年分から、リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することとしたので届け出ます。

1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額

2 その他参考事項

関与税理士	税務 事務 事務	監 理 者 号	関係部門	A	B	C	D	E
(TEL - - -)								
				通達日付印の年月日	確認印			
				年 月 日				

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き 方</p> <p>1 この届出書は、所得税法施行令第121条の2の規定に基づき、リース賃貸資産（所得税法施行令第120条第1項第6号に規定する「改正前リース取引」の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法につき旧リース期間定額法を採用する場合に提出するものです。</p> <p>2 この届出書は、旧リース期間定額法を採用しようとする年分の所得税に係る確定申告期限までに提出してください。</p> <p>3 「1 旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類、改定取得価額の合計額」欄は、旧リース期間定額法を採用するリース賃貸資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。</p> <p>4 「2 その他参考事項」欄は、届出をすることとなった事情等を具体的に記載します。</p>	